

公的年金等を受給 している方の場合

申告フローチャート

公的年金等の収入金額（2か所以上ある場合は、その合計額）が400万円以下である

はい

いいえ

公的年金等以外の★所得金額（給与や個人年金など）が20万円以下である。
【参考】給与収入の場合

(給与収入金額)	(給与所得控除)	(★所得金額)
円	65万円	円

20万円以下

上の計算は、給与収入が161万9千円以下の場合の計算方法です。（千円未満切り捨て）

納付する所得税がある場合でも確定申告は不要です
（申告不要制度）

はい

いいえ

「公的年金等の源泉徴収票」に所得税の源泉徴収税額がある

いいえ

「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額があり、記載されている控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・基礎控除）以外の各種控除（医療費・生命保険料・寄附金）があり計算すると…

はい

納める税金がある

還付される税金がある

はい

いいえ

はい

税務署への所得税の確定申告は不要です

税務署に所得税の確定申告をしてください

※町民税・県民税の申告は不要です

注意

ただし、町民税・県民税の申告が必要になる場合があります。

- ① 「公的年金等の源泉徴収票」に源泉徴収税額があり、記載されている控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・基礎控除）以外の各種控除（医療費・生命保険料・寄附金など）の適用を受けるとき
- ② ①の金額にかかわらず、公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

注1. 年金の源泉徴収票に記載されている控除以外に、控除の追加がなく、かつ、ほかに所得がない場合は、町民税・県民税の申告は不要です。

注2. 日本年金機構から毎年秋に受給者宛に「扶養親族等申告書」の提出依頼が送付されます。未提出や未訂正で扶養控除等の情報が反映されず受給者の実態と異なっているケースが見受けられます。このような場合には申告をしないと控除額が算入されずに税額計算がされることとなりますので、お手元の公的年金等の源泉徴収票の明細を必ずご確認ください。